

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ユニチカ株式会社		コード	3103
提出日	2026/6/3	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	箱守一昭	社外取締役	○														○	新任	有
2	堀野桂子	社外取締役	○														○		有
3	佐野 誠	社外監査役	○														○		有
4	村瀬謙一	社外監査役	○														○		有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		鉄鋼メーカーにおいて長年にわたり事業運営、製造、営業、品質管理、商品開発等の幅広い分野を統括するとともに、代表取締役社長及び代表取締役会長として企業経営の中核を担い、事業構造の高度化及び企業価値向上に尽力されてきました。また、生産技術・材料分野における専門的知見に加え、事業戦略の立案・遂行、組織マネジメントに関する豊富な経験を有しており、これまでの経験を活かし、社外取締役として経営に対する適切な監督並びに中長期的な企業価値向上に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
2		弁護士として豊富な法律知識のほか、企業再生に関する豊富な業務経験と知見を有しております。また、2025年に当社社外取締役役に就任して以降、その専門的知見を活かし、取締役会等において当社の経営の監督及び経営への提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしており、これまでの知見と経験を今後も活かし、社外取締役として当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
3		大阪国税局などで幅広い業務を歴任し、税理士の資格を有するなど、税務における豊富な見識、並びに財務及び会計に関する高い知見を有しており、これまでの知見と経験を活かし、社外監査役として当社の監査を始めとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
4		弁護士として高い専門性と倫理観のほか、企業法務、コンプライアンス、ガバナンスに関する豊富な知見を有しています。また、長年にわたり大学において法学教育に携わっており、学術的見地から適切な助言を行うことが期待でき、これまでの知見と経験を活かし、社外監査役として当社の監査を始めとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
5		

4. 補足説明

<p>当社は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と総称する)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものとみなします。</p> <p>(1) 現在または過去10年間における当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」と総称する)の業務執行者(注1)</p> <p>(2) 当社の大株主(直接・間接に5%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者</p> <p>(3) 当社グループの主要な取引先(注2)又はその業務執行者</p> <p>(4) 当社グループの主要な借入先(注3)又はその業務執行者</p> <p>(5) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士</p> <p>(6) 当社グループから多額の金銭(役員報酬以外に年間1000万円を超える報酬)その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家</p> <p>(7) 当社グループから多額の寄付を受けている者(年間1000万円を超える寄付金)</p> <p>(8) 当社役員との相互就任関係(注4)となる他の会社の業務執行者</p> <p>(9) 上記1から8に該当する者(重要な地位にある者(注5))の近親者(注6)</p> <p>(10) 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者</p> <p>注1: 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。</p> <p>注2: 当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。</p> <p>注3: 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。</p> <p>注4: 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。</p> <p>注5: 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。</p> <p>注6: 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。